



ご存じですか? 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

～ 12月10日から12月16日まで ～

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは・・・

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに

毎年12月10日から12月16日まで

を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

日本人拉致問題について

現在、日本政府は12件17名を拉致被害者と認定し、北朝鮮に対して、すべての被害者の安全確保及び即時帰国並びに真相究明を強く要求しています。

政府は、平成21年10月13日には総理大臣を本部長、拉致問題担当大臣、官房長官及び外務大臣を副本部長とする機動的な新たな拉致問題対策本部を設置し、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くす考えです。

関係省庁のホームページ

拉致問題対策本部 <http://www.rachi.go.jp/>

法務省 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/rachi.html

警察庁 <http://www.npa.go.jp/keibi/gaiji1/topics.html>

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう!